

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

税理士の独り言

自分で蒔いたものを自分で刈り取ることを自己責任といいます。自分のまわりに起こっていることの原因は自分の蒔いた種であり、水や太陽や土などの縁によって発芽し育ってきたものです。収穫するという結果に対する責任は自分がとらなくてはいけません。種を蒔いたのも、縁を活かしたのもすべては自分であり、今の結果を他人のせいにはできません。成功はいつでも必然であり、偶然の成功は繰り返されません。望んでいる収穫物を刈り取りたいのなら、正しい種を蒔き、育てるための努力をしなければなりません。それでも自然は厳しい…。

ヒント

- 「ひらめき」は「単なる思いつき」とは違って、個人の地道な積み重ねを前提としたうえで出てくるものだ。
- 力まない集中というか、集中しているけど執着していない。「勝ちたい」と執着するとダメだけど、勝ちたいと思わなければいけない。リラックスしているけど集中している。そういう状態になれるかどうか。

岡田武史監督と考えた

「スポーツと感性」

志岐幸子著 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□退職所得は、原則として多の所得と合算せず、分離して所得税と地方税を計算します。源泉所得税額は、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した金額を 2 分の 1 した課税退職所得額から税額を算出します。退職所得の地方税の源泉徴収税額は、これまで税額表から算出していましたが、平成 19 年 1 月 1 日以後に支払われる退職所得については、課税退職所得額に一律 10%（道府県民税 4%、市町村民税 6%）を乗じた税額とされます。なお、当分の間、10% を乗じて算出した税額から、さらに 10 分の 1 に相当する金額を控除した金額が特別徴収税額になります。

□限定承認とは、相続人全員が相続によって取得した財産を限度として被相続人の債務及び遺贈の義務を負担する制度です。

限定承認により相続があった場合には、その相続時における時価により譲渡があつたものとみなして被相続人に所得税が課税されます。この所得税は被相続人の債務のため、限定承認の対象となり、債務の合計額が相続財産の価額を上回れば納税する負担は生じません。また、相続人が限定承認により相続した資産を譲渡した場合には、相続開始時の時価で取得したものとみなされますので、譲渡益はほとんど発生しないことになります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○ 3月分の源泉所得税の納付
15日	○ 給与所得者異動届出
30日	○ 公共法人等の住民税均等割申告 ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間申告（予定申告）
30日	○ 5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告 ○ 4月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『大失敗するものだけが、大成功をおさめる』 by ロバート・ケネディ